

門司掖済会病院 無料・低額診療制度について

当院では、社会福祉事業の一環として、医療費の支払いが困難な方に対して下記要領で医療費の減額、免除を行っています。

1. 対象者

生計困難な世帯の方で、当院の定める規定に該当したうえで申請内容を厳正に審査し対象と認められた方。

2. 申請方法

申請の前に医療ソーシャルワーカーが、条件等について聞き取りをさせていただきますので、まず医療相談室にお問い合わせください。

3. 適応範囲

- ・健康保険が適用される治療で当院での医療費（食事療養費は含みません）
- ・入院給付金、通院治療費等が生命保険等から支給される場合は適応となりません。

4. 減額免除額

外来：主保険の負担割合に応じて最大で以下のように減額免除します。

3割負担の方 1.5割負担

2割負担の方 1割負担

1割負担の方 負担なし

入院：70歳以上の自己負担限度額（月額）と70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）を最大で全額免除します。

自己負担額が限度額に満たない場合も自己負担額を最大で全額免除します。

5. 減額免除の取り消し

医療費減額免除の申請の際に、虚偽の申告をして減額免除を受けた場合、その内容を精査し医療費の減額免除を取り消し、減額免除された医療費を返還していただきます。

問い合わせ先：門司掖済会病院 医療相談室まで

321-0984（代表） 平日 10:00～16:00